

公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

令和5年4月28日

向日市長 安 田 守

1 開発事業者

住所 京都市伏見区横大路貴船57番地1

氏名 永機建設株式会社 代表取締役 幡南進

2 開発事業区域の位置

向日市物集女町坂本5、18、20

向日市物集女町北ノ口59-1、59-2

3 開発基本計画受付番号

第 4 2 号

4 開発事業区域の面積

2384.44㎡

5 開発基本計画の名称

(仮称) 向日市物集女町坂本、北ノ口 宅地造成工事

6 予定建築物の用途

専用住宅(20戸)

7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所 建設部都市計画課

8 縦覧期間

令和5年4月28日から令和5年5月11日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市建設部都市計画課まちづくり指導係

(2) 提出期限

令和5年5月11日（木）午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

